

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	9	地縁団体
分科会	1	総務分科会	調整項目	1	地縁団体の認証基準

中条町担当	総務課	庶務係	担当者名	
黒川村担当	総務課	庶務係	担当者名	

現況		調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																					
1 認可要件	<p>地方自治法 (地縁による団体) 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>	同左	現在存在する地縁団体については、新市においても引き続いて存続するものとする。																				
2 認可地縁団体の数	認可地縁団体の名称別数の状況(平成16年4月1日現在) 自治会22、町内会2、部落会1、区5 計30	なし(平成16年4月1日現在)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">財政への影響額</td> <td colspan="2">単位:千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	財政への影響額		単位:千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位:千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町																							
黒川村																							
計																							
関係法令等	地方自治法第260条の2、同法施行令179条の2、同法施行規則第18条~22条、民法第38条、44条、50条~66条、68条~70条、72条~74条、80条~83条、非訟事件手続法第35条~37条の2 法人税法第37条、66条	同左	備考 平成15年度当初予算ベース																				